

【平成22・23・24年度の物品入札参加者等の登録申請について】

田辺市が発注する、物品（食料品を除く）及び役務等（警備・物品賃貸・集団健康診査など）の業務を受注しようとする事業者は、物品入札参加者等としての登録が必要です。登録を希望される方は、下記事項に留意のうえ、必ず期限までに申請書に必要書類を添付して提出してください。

記

【申請資格】

- 1．成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2．地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 3．市区町村税を完納していること。
- 4．消費税及び地方消費税を完納していること。
- 5．営業許可や開業届等を必要とするものについては当該許可等を有する者であること。

【受付期間】

平成22年 2月 1日（月）から平成22年 2月26日（金）まで【当日消印有効】  
月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）  
（土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。）

【受付場所】

〒646-8545

田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所3階 総務部契約課契約係

電話（0739）26-9964（契約課直通）

（0739）22-5300 内線2272

（龍神・大塔・中辺路・本宮各行政局総務課でも受付します。（持参のみ受付））

【受付方法】

市内に本店または営業所をおいている事業者・・・持参のみ受付します。（郵送は不可）

上記以外の事業者・・・郵送又は持参。

なお、書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。

【提出書類】

法人の場合	個人の場合
<p>物品入札参加者等登録申請書 [ 市指定用紙 ]</p>	<p>物品入札参加者等登録申請書 [ 市指定用紙 ]</p>
<p>納税証明書（市税）【市内業者または田辺市内に受 任営業所等を有する業者のみ】 - 市税完納証明書 - 市役所で発行 [ 法人市民税、固定資産税、軽自動車税 ] 課税ゼロの場合は、その旨の証明が必要です。</p> <p><u>田辺市では納税証明を取得する際には、本人確認 のため運転免許証・保険証等を提示していただく 必要があります。代理人の方がこられる場合は、 委任状と代理人の方の本人確認のための運転免 許証・保険証等が必要です。</u></p>	<p>納税証明書（市税）【市内業者のみ】 - 市税完納証明書 - 市役所で発行 [ 市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康 保険税 ] 課税ゼロの場合は、その旨の証明が必要です。</p> <p><u>田辺市では納税証明を取得する際には、本人確認 のため運転免許証・保険証等を提示していただく 必要があります。代理人の方がこられる場合は、 委任状と代理人の方の本人確認のための運転免 許証・保険証等が必要です。</u></p>
<p>- 消費税納税証明書 - 税務署で発行 ( 消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを 証明するもの、様式「その3」または「その3の3」 ) 課税事業者・免税事業者にかかわらず提出が必要で す。</p>	<p>- 消費税納税証明書 - 税務署で発行 ( 消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを 証明するもの、様式「その3」または「その3の2」 ) 課税事業者・免税事業者にかかわらず提出が必要で す。</p>
<p>印鑑証明書 ( 申請日から3カ月以内に発行したものに限る。 )</p>	<p>印鑑証明書 ( 申請日から3カ月以内に発行したものに限る。 )</p>
<p>登記簿謄本 ( 申請日から3カ月以内に発行したものに限る。 )</p>	<p>身分証明書 本籍地の市町村役場で発行 <u>田辺市では身分証明書を取得する際には、本人確認 のため運転免許証・保険証等を提示していただく必 要があります。代理人の方がこられる場合は、委任 状と代理人の方の本人確認のための運転免許証・保 険証等が必要です。</u> ( 申請日から3カ月以内に発行したものに限る。 ) 外国人登録されている方は別紙の誓約書</p>
<p>代理店証明、営業許可書等 ( 必要な場合のみ提出する。 )</p>	<p>代理店証明、営業許可書等 ( 必要な場合のみ提出する。 )</p>

<p>特定種目調書 (該当する種目で登録を希望の場合は、必ず提出。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調書名</th> <th>営業種目コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建築物管理事業者調書</td> <td>Z71～Z74</td> </tr> <tr> <td>・自動車整備事業者調書</td> <td>Z75・Z76</td> </tr> <tr> <td>・浄化槽保守点検事業者調書( 1.2)</td> <td>Z77</td> </tr> <tr> <td>・集団健康診査事業者調書</td> <td>Z82</td> </tr> </tbody> </table>	調書名	営業種目コード	・建築物管理事業者調書	Z71～Z74	・自動車整備事業者調書	Z75・Z76	・浄化槽保守点検事業者調書( 1.2)	Z77	・集団健康診査事業者調書	Z82	<p>特定種目調書 (該当する種目で登録を希望の場合は、必ず提出。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調書名</th> <th>営業種目コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建築物管理事業者調書</td> <td>Z71～Z74</td> </tr> <tr> <td>・自動車整備事業者調書</td> <td>Z75・Z76</td> </tr> <tr> <td>・浄化槽保守点検事業者調書( 1.2)</td> <td>Z77</td> </tr> <tr> <td>・集団健康診査事業者調書</td> <td>Z82</td> </tr> </tbody> </table>	調書名	営業種目コード	・建築物管理事業者調書	Z71～Z74	・自動車整備事業者調書	Z75・Z76	・浄化槽保守点検事業者調書( 1.2)	Z77	・集団健康診査事業者調書	Z82
調書名	営業種目コード																				
・建築物管理事業者調書	Z71～Z74																				
・自動車整備事業者調書	Z75・Z76																				
・浄化槽保守点検事業者調書( 1.2)	Z77																				
・集団健康診査事業者調書	Z82																				
調書名	営業種目コード																				
・建築物管理事業者調書	Z71～Z74																				
・自動車整備事業者調書	Z75・Z76																				
・浄化槽保守点検事業者調書( 1.2)	Z77																				
・集団健康診査事業者調書	Z82																				
<p>物品入札参加者等登録通知はがき [市指定様式] 50円切手を貼付して下さい。(別紙参照)</p>	<p>物品入札参加者等登録通知はがき [市指定様式] 50円切手を貼付して下さい。(別紙参照)</p>																				

- (注) 1. 提出書類のうち \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ の内の誓約書については写し不可) については写しでも結構ですが、記載内容や印影などが不鮮明なものは不可とします。
2. \_\_\_\_\_ の市区町村税完納証明書は、田辺市内に本店(本社)を有する場合または田辺市内に受任営業所・支店等を有する法人の場合のみ必要です。
3. \_\_\_\_\_ の消費税納税証明書については、本社のものとします。
4. 営業種目一覧表に \_\_\_\_\_ のある種目で登録を希望される場合、 \_\_\_\_\_ の書類は必ず添付して下さい。

**【記載要領】**

1. 記入は黒色のペン又はボールペンを使用し、楷書で、丁寧に記入してください。
2. 印鑑・ゴム印等は鮮明に押印してください。
3. 登録申請書の提出に際しては、ファイリング等は不要です。
4. 郵便番号(7ケタ)は必ず記入してください。

**【登録について】**

1. この申請に基づく審査の結果、資格を有すると認めた場合は、田辺市物品入札参加者等登録名簿に登録いたします。登録名簿は情報公開の対象となります。
2. 登録の有効期間は、平成22年4月1日～平成25年3月31日の3年間有効としますが、不当な行為等があった場合は期間途中でも登録を抹消することがあります。  
なお、登録されても全員が必ず入札に参加できるということではありません。

**【その他】**

1. 提出部数            1部
2. 郵送で送付される場合で受付票が必要な場合は、80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。  
(郵送は市外業者のみ可)

【物品入札参加者等登録通知はがき記入方法】

- 1 「登録通知はがき様式」のファイルをダウンロードし、郵便葉書もしくは私製はがき（50円切手を貼付すること）に印刷して使用して下さい。
- 2 表面には、郵便番号（7ケタ）、住所、商号・名称を記入してください。
- 3 裏面の商号・名称、代表者氏名の欄にも必ず記入して下さい。（委任先がある場合は、営業所等の名称、代表者名を記入）  
（いずれも会社の横判で結構です。）

<表 面>

50円 切手	<div style="border: 1px dashed red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">□□□□□□□ 郵便番号</div>
<div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">住所および 商号・名称 様</div>	

---

〒646-8545  
和歌山県田辺市新屋敷町1番地  
田辺市役所 契約課契約係  
TEL(0739)26-9964(直通)  
(0739)22-5300 内線2272

<裏 面>

	登録番号
物品入札参加者等登録について（登録通知）	
商号・名称	委任先がある場合は 営業所名等を記入
代表者氏名	

---

田辺市物品入札参加者等登録規定により貴殿（貴社）を平成22・23・24年度物品入札参加者等登録名簿に登録したので通知します。（ただし、必ず入札に参加できるという意味ではありません）  
なお、申請書類の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく届けてください。

【登録の有効期限】  
平成25年3月31日まで

平成      年      月      日  
田辺市長 真砂 充敏(公印省略)

営業種目一覧表

営業種目				
大分類	コード	小分類	備考	
一般印刷物作成	A 01	一般印刷	冊子、チラシ、伝票印刷等	
コンピュータ関連印刷	B 02	コンピュータ関連印刷	連続用紙印刷、偽造防止用紙印刷、ICカード作成等	
コピーサービス	C 03	コピーサービス	図面書焼、大判コピー、マイクロフィルム作成等	
文具・事務用品販売	D 04	文具類	文房具、紙類等	
教材・教具等販売	E 05	教材・教具類	掛図、ビデオソフト、実習・実験用器具・玩具・遊具等	
書籍類販売	F 06	書籍類	一般図書、専門図書、雑誌等	
楽器類販売	G 07	楽器類	ピアノ、オルガン等	
体育用品類販売	H 08	体育用品類	各種スポーツ用品	
事務用什器類販売	I 09	事務用スチール製品類	机、イス、ロッカー、保管庫等	
家具・室内装飾品販売	J 10	家具類	家具、寝具等	
	J 11	室内装飾品類	カーテン、ブラインド、カーペット、畳等	
	J 12	テント、シート類	テント、シート等	
看板・表示板作成	K 13	看板類作成	看板、表示板、横断幕、旗等	
	K 14	標識類	ナンバープレート、犬鑑札等製造	
被服類販売	L 15	各種被服類	制服、作業服、雨具、手袋等	
	L 16	履物類	長靴、安全靴等	
時計・記念品等販売	M 17	時計・記念品類	時計、記念品、ギフト用品、販促用品等	
写真材料販売	N 18	カメラ・フィルム類	カメラ、レンズ、フィルム等	
消防・防災用品販売	O 19	消防・防災用品類	消防ホース、消防ポンプ、消防用装備、防災用品等	
電化製品販売	P 20	電化製品類	テレビ、ビデオ、冷蔵庫、掃除機、業務用エアコン等	
電気・通信機器販売	Q 21	一般事務用機器類	業務用コピー機、業務用ファックス、デジタル印刷機等	
	Q 22	コンピュータ機器類	コンピュータ、周辺機器、市販ソフトウェア等	
	Q 23	通信機器類	有線・無線機器、電話、放送機器等	
医療器具・薬品販売	R 24	医療用品類	滅菌器、健康検査器具	
	R 25	薬品類	医薬品、ワクチン、防疫薬剤	
	R 41	医薬品以外の薬品類	工業用薬品等（登録や許可が必要な薬品類の場合は登録証等を添付）	
	R 26	福祉介護用品類	特殊ベッド、介護用品	
工作機械・産業機械類販売	S 27	農機具類	農業・園芸用機械器具類	
	S 28	産業用機械類	建設機械類、工業用機械類、産業用機械類、重機類	
石油ガス・厨房器具類販売	T 29	暖房器具類	石油・ガスストーブ	
	T 30	厨房器具類	調理台、厨房用機械、業務用冷凍冷蔵庫等	
	Y 40	厨房用具類（小物）	食器、ザル、スプーン、包丁、まな板等	
燃料販売	U 31	石油製品	ガソリン、軽油、A重油、灯油、オイル等	
	U 32	ガス類他	プロパンガス、灯油等	
二輪車販売・修理	V 33	二輪車販売・修理	単車、自転車	
自動車販売	W 34	自動車販売	軽自動車、普通車、特殊自動車	
原材料類	X 35	資材類	各種建材類等	
その他（物品）	Y 36	ゴミ分別指定袋製造取扱	市指定ゴミ袋の製造納入	
	Y 37	計量器類	質量計など	
	Y 38	日用雑貨類	雑貨類	
	Y 39	大規模小売店舗	百貨店・スーパーマーケット・ホームセンター	
	Y 69	その他の物品	（具体的に記載して下さい）	
	役務・委託	建築物管理業	Z 71	建築物清掃
Z 72			飲料水貯水槽清掃	貯水槽清掃、飲料水水質検査
Z 73			ねずみ、昆虫等の防除	ねずみ、昆虫等の防除
Z 74			建築物空気環境測定	建築物内の空気環境測定
自動車整備		Z 75	修理・車検	軽自動車、普通車、特殊自動車
		Z 76	板金・塗装	板金・塗装
保守点検		Z 77	浄化槽保守点検	浄化槽保守点検
		Z 78	電動シャッター保守点検	施設用大型電動シャッターの保守点検
		Z 79	自動ドア保守点検	施設用大型自動ドアの保守点検
警備		Z 80	警備	機械警備、常駐警備、雑踏警備
環境測定		Z 81	環境測定	大気、騒音、振動等（具体的に記載して下さい）
集団健康診査		Z 82	集団健康診査	血液検査、心電図測定その他
リース・レンタル		Z 83	リース・レンタル	（取り扱う物品について具体的に記載して下さい）
コンピュータシステム開発・保守・点検等	Z 97	コンピュータシステム開発・保守・点検等	コンピュータシステム開発・保守・点検等	
各種計画策定・各種調査	Z 98	各種計画策定・各種調査	各種計画策定・各種調査	
その他（役務・委託等）	Z 99	その他の役務・委託	（具体的に記載して下さい。建設業法及び測量法で規定された業種を除きます。）	

「」の付いた小分類の種目については、登録申請時に、許認可及び届出等に係る書類の提出が必須の業種

着色部分は今回新たに作成された分類です

Z83からZ97にコード番号がとんでいます（間にコード番号はありません）